

精撰答練 [ファイナル編]

来る直前期に向けて、ファイナルな本試験対策をご提供します！

LECでは毎年、受験生の皆様により良い合格教材をご提供するために、本試験の出題を分析・研究のうえ、問題を制作しています。その中で、直前期を迎える受験生の皆様のために、精撰答練シリーズにおける**本試験での実践力を向上させる答練**として、精撰答練 [ファイナル編] をご用意しています。本稿では、来る直前期に向けて、**ファイナル編の3つの活用術**をご紹介します。LECのファイナル編が、受験生の皆様の糧になりますと幸いです。

活用術① 本番さながらの問題演習として
ファイナル編は、出題実績のある**必ず押さえてほしい論点**を中心に、出題が狙われそうな論点で、かつ、**他の受験生と差がつく論点・最新の法改正に関する論点**を、「**本試験と同様の形式**」で出題しています。さらに、本番さながらの問題演習のため「**本試験と同様の時間制限**」を設け、**奇数回は午前科目の択一式35問を2時間[※]で、偶数回は午後科目の択一式35問と記述式2問を3時間[※]で**、それぞれ解いていただきます。本試験を意識させられる問題演習をすることで、**いち早く本番の感覚を掴むことができます**。

※奇数回では、択一式の演習後に記述式2問(110分)の演習があります。

活用術② 本試験レベルの記述式対策として
記述式の対策として、登記申請書の雛形や多くの論点をインプットすることは重要ですが、これらの**インプット学習のみでは、本試験の出題に太刀打ちすることは難しいといえます**。なぜなら、本試験においては、正確な知識のみならず、限られた時間で複雑な事例を読み解き、正解を導き出す能力も求められると、インプット学習による知識の習得だけでは、この能力を身に付けることが難しいからです。それでは、この能力を身に付けるには、どのようにしたらよいのでしょうか。それは、**本試験レベルの問題演習によるアウトプット学習をすること**です。

の活用術!

ファイナル編の記述式では、**本試験と同レベルの論点を中心に**出題していますので、**合格するために必要不可欠な論点のアウトプット学習**をすることができます。また、本試験と同レベルの出題だけでなく、**近年の傾向を分析した予想論点、択一式でしか問われたことのないようなハイレベル論点**からも出題していますので、問題演習を通じて、未知の記述式問題に対する**応用力・現場対応力を鍛えていただくこともできます**。
良質なアウトプット学習をすることで、**合格に必要な能力を向上させることができます**。

活用術③ 学習効率の向上として
日々の生活の中には、休憩時間、通勤時間、待ち時間など、たくさんのスキマ時間が存在します。特に受験勉強に専念できない方にとっては、この**スキマ時間の活用こそが合格のカギ**となります。しかし、受験生の生の声として、「スキマ時間の効率的な活用方法が分からない」とお聞きすることがあります。

そこで、そんな受験生の皆様のために、今年**は学習の効率アップをテーマ**としたファイナル編の申込特典をご用意しました。本特典は、スキマ時間を有効に活用できるよう、**試験対策上の重要となる論点、学習が手薄になりがちな改正論点**を中心にまとめた**一問一答形式の問題冊子**となっています。

申込特典 「ココで差がつく」厳選100問

!“”で重要論点・改正論点を攻略!

NEW!

「ココで差がつく」厳選100問!」 5つのポイント

- 持ち運びに便利なB5版**
◎電車・バス・会社・あらゆる場所に持ち運びが可能!
- 一問一答形式でスキマ時間を有効活用**
◎休憩時間、通勤時間、待ち時間などあらゆる時間を無駄にしない!

1	2	3
<p>1 供託法 (供託手続：供託申請手続)</p> <p>29. 登記された法人が供託しようとするときは、その代表者の資格を証する登記事項証明書を供託所に提示しなければならないが、提出することは要しない。【平12-8-9】</p> <p>30. 代理人によって供託しようとするときは、代理人の権限を証する書面を供託所に提示しなければならない。【平18-11-3】</p>	<p>29.36. 公示の省略も可能である(債権譲渡登録法第14条)。なお、上記11条も省略し得る(債権譲渡登録法第14条第1項)。</p> <p>31. 金銭の供託をしようとする者は、インターネットを利用した供託申請の場合であっても、申出により、供託官の告知した納付情報により供託金の納付をすることができる。【平18-11-4】</p> <p>32. 金銭、有価証券又は振替口座の供託は、郵送又は電子債権処理組織を使用する方法により、することができる。【平21-11-7】</p>	<p>33. 電子債権処理組織により金銭の供託をしようとする者は、供託金の納入方法について、供託所に金銭を提出する方法、日本銀行に納入する方法、供託官が指定する振替口座へ振り込行方法又は供託官が指定する納付簿により納付する方法のいずれかを選択し、供託官に申し出なければならない。【金2-9-2】</p> <p>34. 供託の申請は、法令に定める事項を記載した書面によりしなければならないが、その様式は、適宜なもので足りる。【平12-8-1】</p> <p>35. 法人が金銭又は有価証券の供託をするときは、親戚決定がなされている場合を除き、供託書には、当該法人の名称、主たる事務所及び代表者の氏名を記載しなければならない。【平30-9-2】</p>
<p>36. 供託書には、供託者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名を押ししなければならない。【平7-1-1】</p>	<p>電子債権処理組織を使用する方法により、有価証券の供託をすることはできない(債権譲渡登録法第11条第1項)。</p> <p>電子債権の申請があったものとは異なる(供託法第101条第2項)。</p> <p>親戚決定がなされている(注1)。</p> <p>親戚決定がなされている(注1)。</p>	<p>○</p> <p>×</p> <p>×</p> <p>×</p>

<p>37. 供託書に記載した供託金額は、削除した金額の記載がなお読み得るよう二層を引いて記載を削除し、その記載箇所を修正して、その字数を欄外に記載し、押印して訂正することができる。【平7-11-9】</p> <p>38. 供託により抵当権が消滅する場合には、その抵当権の表示を記載することを要する。【平2-11-5】</p>	<p>×</p> <p>○</p>
<p>4 登記情報連携による確認</p> <p>(供託規則改正：令和4年9月1日施行) 供託申請において届付又は離脱する登記事項証明書について、情報連携技術を活用した行政の連携等に関する法律第11条の規定に基づき、その届付又は離脱を省略することができることになりました。届示も省略可能な点に注意しましょう。</p>	<p>×</p> <p>○</p>
<p>5 登記情報連携 (注1)による確認ができる場合</p> <p>登記事項証明書(注2)の提示を省略できる(注3)</p> <p>登記事項証明書の提示・提示をする(または申請の取下げ)</p> <p>簡易確認で処理する(提示しない)</p>	<p>×</p> <p>○</p>
<p>(注1) 法務省の登記情報連携システムと供託事務処理システムとを連携することにより、商標・法人登記の管轄にかかわらず、登記された法人の登記情報を取得する仕組みをいう。</p> <p>(注2) 提示を省略できる登記事項証明書(一例) 法人の代表者の資格を証する登記事項証明書 委任による代理人がある場合における当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書 支配人その他登記のある代理人の権限を証する登記事項証明書 機関第24条第2項に規定する利害関係人の承認書に併せて添付する代表者の資格を証する登記事項証明書(例第2-9条)</p> <p>(注3) 供託者等が登記された法人であって、当該法人によって登記の申請又は届託がなされ、当該登記が完了していないときは、登記情報連携によって当該法人の登記情報を取得することができるため、登記事項証明書の届付省略の取扱いをすることはできない。</p> <p>(注4) 供託事務処理システムに障害が発生したときは登記情報連携システムに通信ができないとき若しくは同システムに障害が発生したときは、登記情報連携によって当該法人の登記情報を取得することができないため、登記事項証明書の届付省略の取扱いをすることはできない。</p>	<p>×</p> <p>○</p> <p>×</p> <p>○</p>

- 主要論点を短期間で習得**
◎対応が遅れがちなマイナー科目もしっかりカバー!
- 改正論点多数掲載**
◎最新の改正知識で受験知識をアップデート!
- 記憶に定着しにくい論点を図表で整理**
◎複雑な論点も図表で整理し、一目でできるように!